

第 7 0 号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(東大和市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 東大和市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第12条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条）

第5章 雑則（第14条）

付則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号

中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）第16条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たつて遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- （1）当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- （2）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- （3）当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした

職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当

該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。) の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

- 第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要す

る職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(東大和市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 東大和市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第9項を次のように改める。

- 9 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例(平成20年条例第14号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間の正規の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第8条第1項中「及び再任用職員」を削る。

第9条の4第2項中「並びに再任用職員」を削る。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第3項及び第18条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の3 第5条第1項から第8項まで、第8条、第9条及び第9条の4第1項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第20条中「期間中」の次に「、第17条及び第18条に定める給与を除くほか」を加え、同条ただし書を削る。

付則に次の見出し及び7項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

- 21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第23項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未

満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 東大和市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 東大和市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

23 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び付則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第23項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 付則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第21

項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 付則第21項から前項までに定めるもののほか、付則第21項の規定による給料月額、付則第23項の規定による給料その他付則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	
		208,100	222,400	

(東大和市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 東大和市職員の分限に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条同項第3号」を「第3号」に改め、同条第3項中「若しくは」を「又は」に改める。

第3条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「(法第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する法第28条の4第2項の規定により任期が更新された職員を含む。)」を削る。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する特例措置)

2 東大和市職員の給与に関する条例付則第21項の規定による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 東大和市職員の給与に関する条例付則第21項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(東大和市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 東大和市職員の懲戒に関する条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 東大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「昭和59年条例第26号」の次に「。次号において「定年条例」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

（4）定年条例第9条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第7条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「（法第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する法第28条の4第2項の規定により任期が更新された職員を含む。）」を削る。

第8条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（東大和市職員互助会に関する条例の一部改正）

第6条 東大和市職員互助会に関する条例（平成5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「（法第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する法第28条の4第2項の規定により任期が更新された職員を含む。）」を削る。

（東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により短時間勤務の職に採用された職員（法第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する法第28条の4第2項の規定により任期が更新された職員を含む。）及び」を削り、「掲げる職員」の次に「及び法第22条の4第1項の規定により短時間勤務の職に採用された職員」を加える。

（東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「（法第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する法第28条の4第2項の規定により任期が更新された職員を含む。）」を削り、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書並びに第4条第1項ただし書及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず定年前再任用短時間勤務職員として採用された者のその年の年次有給休暇の日数は、当該退職の日における年次有給休暇の残日数等を考慮して、40日を上限として規則で定める。

第15条第3項中「市」を「東大和市」に改める。

第17条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる団体」を「公益財団法人東京市町村自治調査会」に改め、同項各号を削り、同条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第4号中「昭和59年条例第26号」の次に「。次号において「定年条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（東大和市職員の再任用に関する条例の廃止）

第10条 東大和市職員の再任用に関する条例（平成25年条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条中東大和市職

員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第1項の改正規定及び附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の東大和市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の東大和市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する

職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）

（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- （1）施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- （2）旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- （3）20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- （4）20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- （1）施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- （2）施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- （3）施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- （4）20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- （5）20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、

1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び附則第6条から第8条までにおいて同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(東大和市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の東大和市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第21項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第5条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫

定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項、第18条第2項及び第18条の3の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項及び第15条の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（東大和市職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第3条の規定による改正後の東大和市職員の分限に関する条例第3条第1項に規定する短時間勤務の職に採用された職員とみなす。

（東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第5条の規定による改正後の東大和市職員の育児休業等に関する条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（東大和市職員互助会に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第6条の規定による改正後の東大和市職員互助会に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職に採用された職員とみなす。

（東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第7条の規定による改正後の東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職に採用された職員とみなす。

（東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第8条の規定による改正後の東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第9条の規定による改正後の東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなす。